

危第8号
令和5年4月5日

ガイドライン実践店ステッカー参加団体 各位

徳島県危機管理環境部危機管理政策課長
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン実践店ステッカー制度」
の終了について（通知）

日頃は、新型コロナウイルス感染拡大防止にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症については、本年5月8日から感染症法上の5類感染症に移行される予定であり、その場合には、政府の基本的対処方針が廃止され、同方針に規定される「飲食店の第三者認証制度」や「業種別ガイドライン」といった各種制度も廃止されます。

これに伴い、本県の「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン実践店ステッカー制度」につきましても、5類感染症への移行に併せて終了することとなりますので、お知らせいたします。

なお、配布しているステッカーにつきましては、同日以降、各店舗において処分いただきますようお願いいたします。

貴団体におかれましては、認定している各事業者に対し、この旨周知いただきますようお願いいたします。

また、5月8日以降の感染対策については、政府から一律に対応を求めることはなくなり、個人や事業者は自主的な感染対策に取り組んでいただくこととなります。

ただし、業界が必要と判断した場合には、独自の手引き等を作成することもあるため、随時、業界のHP等をご確認いただきますようお願いいたします。

なお、本通知につきましては、5類感染症に移行されることを前提とした取扱いであり、事前に情報提供を行うものです。予定どおり移行が決定となった際は、以下のホームページにおいても、情報を掲載しますので、ご確認ください。

●掲載ページ（安心とくしまHP）

<https://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2020071700010/>
『「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン実践店ステッカー」について』



各団体及び事業者の皆様におかれましては、これまで本制度にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をいただけますよう、よろしくお願いいたします。

担当：徳島県危機管理政策課
危機管理担当 片山
電話：088-621-2713